

令和4年

第22回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和4年12月26日(月)

伊勢原市農業委員会

第22回 伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時

令和4年12月26日（月） 午前9時25分から午前10時47分まで

2 開催場所

伊勢原市役所2階 2C会議室

3 委員在任定数 10名

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 杉本 和彦 | (6) 越水 一雄 |
| (2) 大木 克美 | (7) 三野 孝文 |
| (3) 重田 千秋 | (8) 麻生 伸一 |
| (4) 田中 光男 | (9) 市川 正美 |
| (5) 古屋 幸男 | (10) 鈴木 雅之 |

4 出席委員数

9名（その他、農地利用最適化推進委員11名出席）

5 欠席委員

杉本 和彦

6 署名委員

古屋 幸男、越水 一雄

7 議長

鈴木 雅之

8 事務局等職員出席者

- ・伊藤 陽一（事務局長）
- ・青木 優
- ・服部 孝喜
- ・片山 淳二
- ・岸 好夫

9 傍聴者

なし

10 審議内容 (開会 午前9時25分)

- [事務局 長] 只今より第22回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴を希望されている方はございません。欠席委員1名、9名出席で、定足数に達していることを御報告いたします。
- [議長] それでは、只今から、第22回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、5番・古屋幸男委員と6番・越水一雄委員の両名にお願いをいたします。それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告7件、議案4件の計11件となっております。まず、報告より入ります。
- [議長] 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] この届け出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届け出が必要となります。議案書の1ページをご覧ください。内訳は、大田地区で2件、高部屋地区で2件、比々多地区で1件、成瀬地区で2件の届出を受理しています。なお、1番、5番、7番の方については、第三者への斡旋の希望をしております。以上です。
- [議長] 事務局の説明が終わりました。相続により、所有権を取得した旨の届出が7件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。
- 【 質問なし 】
- [議長] 報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにすときは、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

[事務局]

お手元資料のとおり伊勢原地区の5件、成瀬地区の1件及び大田地区の2件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

届出内容について、補足いたします。

報告第2号の1については、昭和45年頃に公衆用道路、2号の2については、平成25年頃に駐車場、2号の3については、平成23年頃に駐車場、2号の4については、令和2年頃に駐車場、2号の5については、昭和54年頃に宅地、2号の7については、昭和46年頃に宅地、2号の8については、昭和46年頃に道路に転用したものであり、それぞれ農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障はありません。

また、第2号の6については、露天駐車場に転用するものです。
以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内の農地転用の届出が8件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定を受ける買受適格証明願について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするとときは、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出を農業委員会に行くこととされています。

この証明は、競売・公売に参加して農地の買い受けの申出を希望する際に、事前に適格者の証明を受けておく必要があります、入札する際に添付書類として求められるものになります。

対象地は、串橋の市街化区域内の農地になります。図面番号は、1番です。

出願者は不動産業を営む法人で、取得された際は、宅地として転用される予定となっております。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内で権利移動を伴う農地転用に係る買受適格証明願が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。大田地区で1件、成瀬で1件の申請がありました。

報告第4号の1、申請人は上平間にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和4年12月8日です。対象農地の明細は11項です。上平間字四反田に6筆、同七々町に1筆、合計7筆面積は5,984平方メートルです。12月13日に事務局で現地調査を行い、水稻の稲刈り跡を確認しています。12月15日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の2、申請人は高森にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和4年12月9日です。対象農地の明細は12ページです。高森1丁目に3筆、合計面積は1,414平方メートルです。12月13日に事務局で現地調査を行い、水稻の刈込跡を確認しています。12月15日付け専決処分で証明書を発行しました。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。引き続き農業経営を行っている旨の証明願いが2件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第5号、農地法第5条第1項ただし書き該当の届出書について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 公共事業工事に伴う農地転用は、農地法第5条第1項ただし書きに該当し、農地転用申請は不要です。今回1件の届出がありました。

報告第5号の1、図面番号は2番、併せて公図・参考図をご覧ください。

神奈川県平塚土木事務所長からの届出です。三ノ宮字下竹ノ内の2筆と字上原田の一部、合計面積935平方メートルのうち653.4平方メートルを県道611号（大山板戸）整備工事における2級河川鈴川に架かる旧竹ノ内橋撤去及び護岸工事のための工事用通路及び仮設置場として農地を借りて一時転用します。

[事務局] 施工業者は三ノ宮の会社、工期は令和4年12月7日から令和5年3月31日までを予定しています。期間終了時には農地に復元します。

以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。農地法第5条第1項ただし書き該当の届出が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第6号、農地法第18条第6項の規定による届出書について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 賃貸借が行われている農地について、貸し手・借り手の合意で解約をする場合には、農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約の通知を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり大山地区で1件及び大田地区の6件について、専決により通知を受理しましたので報告します。

通知内容について、補足いたします。

報告第6号の1については、大山インター土地区画整理事業対象地となっており、所有権移転に伴い解約に至ったものです。

次に、報告第6号の2から7については、賃借人死亡のため、解約に至ったものです。

[議長] 事務局の説明が終わりました。農地法第18条第6項の規定による届出が7件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第7号、生産緑地の取得のあっせんについて、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 報告第7号、箇所番号と付属の図面を合わせてご覧下さい。

生産緑地の指定後30年が経過したため、伊勢原市長から農林業従事者に対し生産緑地の取得のあっせんについて、申出があったので報告します。全部で15箇所39筆21,013.72平方メートルです。

[事務局] 詳しい売買条件につきましては、担当の都市政策課まで問合せください。各農業委員さんには、地元の農林業従事者の中で取得希望者がいらっしゃる場合は、令和5年1月20日までに、農業委員会事務局へ御連絡をお願いします。なお、連絡がない場合には、土地取得希望者が無いものとして、市長に報告をさせていただきます。あっせん申出日から3ヶ月経過後に行為制限解除となります。固定資産税については、段階的に上昇して市街化の農地課税となります。

[議長] 事務局の説明が終わりました。生産緑地の取得のあっせんが11件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、大田地区で1件、成瀬地区で1件の申請がありました。

議案第1号の1、図面番号は3番です。併せて公図、資料をご覧ください。

申請地は下平間字東下の1筆、面積は869平方メートルの畑です。譲渡人は平塚にお住まいの方で、譲受人は平塚市下島にお住まいの方です。今回、規模拡大のため、有償にて所有権を移転します。譲受人世帯の経営農地面積は、添付資料の平塚市農業委員会発行の耕作証明では7,147平方メートルですので、下限面積の特段の面積の30アールを超えているため、農地取得に支障はありません。取得する農地には、麦、ヒマワリを作付けする予定です。12月21日に事務局と地区農業委員の合同で現地調査を行い、平塚市内で譲受人が経営している農地については、水稻の刈込跡、ネギ等の露地野菜等が作付けされており、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

次に、議案第1号の2、図面番号は4番です。併せて公図をご覧ください。

申請地は栗窪字林台の5筆、同字四石田3筆、合計7筆面積は

[事務局] 1,580平方メートルの畑です。譲渡人は栗窪にお住まいの方で、譲受人も栗窪にお住まいの方です。今回、規模拡大のため有償にて所有権を移転します。

譲受人世帯の経営農地面積は6,248平方メートルで、下限面積の特段の面積の30アールを超えているため、農地取得に支障はありません。

所有する農地にはトマト、薩摩芋、里芋を栽培する予定です。12月15日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、譲受人世帯が経営している他の農地については、冬野菜が作付けされており、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 12月21日に事務局と、22日に地区担当委員4名と現地確認を行いました。事務局説明のとおり、特段問題はございませんでした。

[議長] 次に、議案第1号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 12月15日に事務局と、22日に地区担当委員4名と現地確認を行いました。事務局説明のとおり、特段問題はございませんでした。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の1について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議長] 議案第1号の2について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の2について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の2については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議長] 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 議案の訂正を1箇所お願いします。29ページの右から4列目の転用目的・施設等の列の下から2段目に農家住宅を消して「一時転用」と訂正をお願いします。

農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農業委員会の意見を求めます。

今回、2件の申請がありました。

議案第2号の1、図面番号は5番です。併せて、公図、参考図をご覧ください。

申請地は池端字東池田の6筆、面積は3,576平方メートルで、北側と南側は道路、西側は排水路、東側は西部用水と農道に囲まれています。

譲渡人は市内池端の農家3名と共有者1名です。譲受人は桜台3丁目の不動産会社です。

申請地は伊勢原駅から東へ約1.5キロメートルの所にあり、農振農用地内で西部用水の受益地、北側と南側は畑の形状・中央部の2反が水田です。

周囲を畑に囲まれた農地が湿田で水はけが悪く水稻耕作から普通畑へ転換を考えていたところ、北側の畑を今年10月27日づけ無償で所有権移転の農地法第3条の許可を得ました。移転登記は今後行いますが、市道から直接出入りできる使いやすい畑として農地造成を計画

[事務局]

しました。南端の畑の所有者は農業ができない状況のため、一体を農地造成し、一枚の畑として耕作します。

代表耕作者は30代のご夫婦で水田92アール、畑71アールを経営し繁忙期はパートを雇用しています。

工事期間は1年間の使用貸借契約で一時的に農地に重機が入りますので、一時転用として農地法第5条の申請となります。

農地造成の規模が、1,000平方メートル以内かつ盛土高1メートル以下であれば、軽易な農地造成として農業委員会への届出で済みますが、今回はそれ以上の規模ですので県知事許可の対象となります。

市道から出入りするため道路から0.6メートル程度盛土して高くします。一番低い水田からの盛土の最大高さは2.2メートル、埋立土量は6064.63立方メートルです。市内高森の宅地造成現場から11トン車1台に6立方メートルを積込み1日20回搬入予定です。

敷地境は29度の法面勾配とし50センチメートルの離れをとり隣地に流出しないよう被害防除します。農地復元後はトウモロコシ・キャベツ・ナスを栽培します。

他法令の手続きは特にありませんが、事前に道路管理者・水路管理者には協議済みで、事業周知を図り安全な施工を実施します。

一時転用による周辺農地への影響も少なく、被害防除措置も計画されており、資金計画も適切と判断されます。

なお、12月13日に県農地課担当者の現地調査を受け、対象地が3,000平方メートル以上のため、1月12日、県農業会議の常設審議会委員の現地調査を受け、1月18日に常設審議会委員会に出向き諮問を行います。そこで特に問題なしとなった場合に、県知事に副申します。

続きまして、議案第2号の2、図面番号は6番です。併せて、公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は小稲葉字細町の1筆の一部、面積は484平方メートルのうち324平方メートルで、北側と東側は道路、他は譲渡人である土地所有者の畑です。

譲渡人は小稲葉の方です。譲受人は市内西富岡の建設会社です。

この会社は、市道2号線の舗装打換工事を受注したことにより工事車両・作業員の駐車場として工事現場に近い空地を探していたところ、工事箇所が一番近い適地として畑の一部について一時転用を申請するものです。

[事務局] 申請地の立地基準は、宅地や山林・雑種地に囲まれた農地の広がり
は10ヘクタール以上であることから「第1種農地」と判断されま
す。

一般基準及び個別基準についてですが、周囲は1メートルの柵で囲
み、敷地は鉄板敷きで使用します。期間は令和5年3月15日まで
で、期間終了時には農地に復元して譲受人に戻されます。

計画としては周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判
断されます。

なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は該当しませんが、12月
20日に県湘南農地課担当者の現地調査を受け、現時点では特に指摘
事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。

以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号の1につきまして、地区
担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 12月24日に現地確認を行いました。事務局の説明のあった「農
地造成」という観点から見ると、不明瞭な点が多い。「**耕作者**の権利
関係」「対象地の産業廃棄物」「排水性」など疑義が多く、耕作意欲
のある者へ所有権を集約する必要があるのではないかと。その点を事務
局で整理願いたい。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号の2につきまして、地区
担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 12月22日に現地確認を行いました。事務局説明のとおり、特段
問題はございませんでした。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入
ります。議案第2号の1について、何かご質問ご意見がございましたら
お願いいたします。

[事務局] 先ほどの担当地区委員の質問に御回答いたします。
経営状況について、12月22日付けで貸借について回答を頂いて
います。共有者4名の権利関係はそのままに、代表耕作者が耕作を行
う。

[事務局] 賃貸借契約も考えていないが、近い将来、代表耕作者へ所有権をまとめる、営農も集約する予定となっています。

対象地の温室施設の残材は農地造成前に撤去する計画で事業者は説明している。

周辺は家などに接しておらず、自然勾配で排水路へ処理する予定であり、特段影響ないと考えている。

[A 委員] 盛土高が2.2メートルあるが、周辺への影響はないのか。

[事務局] 土圧により、周辺が盛り上がる危険性はあるが、農林整備担当へ確認したところ、周辺は既に盛土がされているので、土圧による影響は極めて少ないとの見解をいただいています。また、水路の勾配もあるため、悪影響を及ぼすことは少ないとの回答を得ています。

[B 委員] 代表耕作者以外の地権者は、営農意欲に乏しく実際に耕作はしていない。そのため、代表耕作者の土地のみでの農地造成の申請であれば、よいが、今回のように共同での農地造成では賛成できない。

[C 委員] 整理できていない点が多いため、「継続審議」若しくは「採決で賛成とならなければ否決」とすべきだと思います。

[D 委員] 現地の排水路は機能していない。擁壁の工事をし、排水路工事を行うべきである。

[E 委員] 現地の排水路は湧水の関係で常時かなりの流量がある。そのため、今回の施工によって、現地の溢水が流れれば、排水路がオーバーフローしないか懸念している。そのため、大きなU字溝の施工も附帯が必要ではないか。

[事務局] 「農地造成」というのは、営農しやすいように土地を改良する、というのが趣旨である。農業経営の担保がとれなければ、単なる土捨てとなってしまう。今回についても代表耕作者以外の地権者にも説明や現地立会をお願いしている。また、隣地との影響も考え、今回は基準よりも多く境界からの距離をとっており、水路への影響がないように施工することなど、農林整備担当との調整もついています。そのため、施工者負担により擁壁工事やU字溝付帯工事を行うことは考えていません。

[E 委員] 一団の土地を代表耕作者の耕作しやすいように農地造成を行う申請である。先ほどの説明で、代表耕作者へ権利が集約されるという話ですけど、その担保がないのであれば議論を進めるのは危険だと思う。

仮に代表耕作者が耕作できなくなった場合、他の地権者が耕作しようにも、耕運機が入る進入路もなく、死地となる土地がある。農業委員会は、農地を保全することが主目的であるので、農地を失う危険性がある農地造成の申請を受け付けることはできない。

仮に高さを2段にして南の農道から出入りを容易にする、又は農地造成を水田だけにするとか。或いは、南側の土地の所有権を北側の土地に移動して全体を一人の所有権としてから申請する事が無ければ賛成できない。

[議長] それでは、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第2号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手なし 】

[議長] 挙手なし。よって、議案第2号の1については、「否決する」といたします。

[議長] 議案第2号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第2号の2について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号の2については、「原案のとおり許可相当とする」といたします。

[議長] 議案第3号、非農地証明交付申請の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 比々多地区で1件の証明願いがありました。

[事務局] 議案第4号の1、図面番号は7番です、併せて公図、資料をご覧ください。

申請地は串橋字東町の5筆、合計面積は1,390.43平方メートルで寺院の敷地内に在ります。ここについては、古くから続く由緒ある寺院で、土地を所有した年代は不明ですが、明治年代の墓石もあり、3代前の住職が184番地に墓を建立して徐々に東方向へ墓石を増設して行き、歴代住職も土地の地目が当然墓地だと思い込んでいました。

今回、お寺の代替わりによって現住職が土地の登記地目を調べたところ、184番地以外は畑だと初めてわかり、現況の地目へ変更するため非農地証明の申請となりました。

添付資料での航空写真では、昭和52年以前から墓地及び境内地として使用されているのが確認できます。また、申請地については市街化区域内に所在しており、他法令においても「墓地等経営許可」受けております。また、立地基準については、「農地法の適用を受けない土地に係わる運用指針」に該当しています。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第3号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 12月23日に地区委員で現地確認を行いました。特段、周辺への影響も少なく疑義はないものと考えます。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第3号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第3号の1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議長] 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、同意市町村である伊勢原市が農用地利用集積計画を定める場合、「農業委員会の決定」が必要です。

お手元資料にあります7件の申出について、順に説明申し上げますので、御審議をお願いします。

なお、これらについて決定いただける場合は、議案第4号の1及び2並びに7は、利用権始期が1月1日、議案第4号の3から6までは利用権始期が5月1日となります。

議案第4号の1、伊勢原地区、岡崎字台の2筆、計1,496平方メートルの使用貸借について、受け手は、30アール以上の耕作を行っている平塚市の認定農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第4号の2、比々多地区、三ノ宮字下叔母様の1筆、2,456平方メートルの使用貸借について、受け手は、30アール以上の耕作を行っている農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第4号の3大田地区、沼目7丁目の3筆、計1,732平方メートルの賃貸借について、受け手は、30アール以上の耕作を行っている農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第4号の4大田地区、沼目7丁目の5筆、計2,619平方メートルの賃貸借について、受け手は、議案第4号の3の受け手と同じ農業者となります。

次に、議案第4号の5、大田地区、沼目7丁目の1筆、806平方メートルの使用貸借について、受け手は、議案第4号の3の受け手と同じ農業者となります。

次に、議案第4号の6、大田地区、沼目7丁目の1筆、780平方メートルの賃貸借について、受け手は、議案第4号の3の受け手と同じ農業者となります。

次に議案第4号の7高部屋地区、日向字原田の2筆、計1,975平方メートルの解除条件を付した使用貸借について、受け手は、栽培から販売まで一連の作業を行う特定農作業受託により30a以上の耕作を行っている農業者であり、その営農状態や提出された営農計画を確

[事務局] 認したところ、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致しております。

なお、「解除条件付き」とは、借り受けた農地を適切に利用していないと認められる場合に、利用権を解除する旨の条件を付して利用権設定を行うものとなります。

以上、御審議をお願いします。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。議案第4号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第4号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第4号については、「原案のとおり認める」といたします。

[議長] 以上をもちまして、第22回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【午前10時47分 終了】

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____